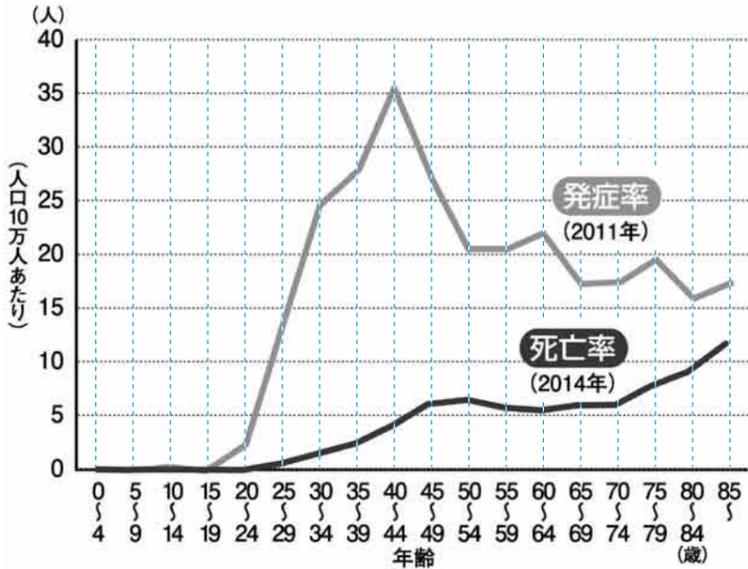


女性のためのがん検診を受診しましょう

日本人の2人に1人はがんにかかるといわれています。「がん検診」の目的は、がんを早期に見出し、適切な治療を行うことで、がんによる死亡率を減少させることです。がんは、症状が出るころには

進行していることが多く、その前で見つけることが大切です。自分と大切な人を守るために、定期的に子宮頸がん検診、乳がん検診を受けましょう。

(参考図)子宮頸がんの年代別発症率と死亡率



(出典: 国立がん研究センターがん対策情報センター)

子宮頸がんにかかる人が増えています

子宮頸がんは子宮頸部腫瘍に近い部分に発生するがんです。20代から40代前半にかけて増加します。(参考図参照)近年では、20代から30代での発症が増え続けています。定期的に検診を受ければ、異常を早期に見つけることができます。市で実施する子宮頸がん検診は、20歳から毎年受診できます。忘れずに検診を受けましょう。

月に1回は乳がんの自己検診をしましょう

乳がんは女性が発症する確率が最も高いがんです。また、自分で発見できる数少ないがんでもあります。月に1回、指で乳房全体を触り、しこりなどの異常がないかを確認することで、がんの早期発見率が高まります。月経が終わった1週間後や、閉経後の人は月に1回期日を決め、自己検診をしましょう。

子宮頸がん検診・乳がん検診を実施しています

受診を申し込んだ人に郵送した「検診のお知らせ」の中にある「市内指定医療機関一覧表」を確認し、直接受診してください。受診を申し込んでいない人は、今からでも申し込めますので、健康推進課か各総合支所市民福祉課健康増進担当にお問い合わせください。

地域によっては、検診バスを利用した集団検診も実施しています。検診内容や料金などは個別検診と同じです。開催日程などは、随時、広報おさきに掲載しています。

なお、気になる症状がある人は、検診ではなく、すみやかに医療機関を受診しましょう。

持参するもの 市で発行した受診票(対象の人は無料クーポン券)、健康保険証、検診料金

子宮頸がん検診 医療機関によって予約が必要な場合があります。市内指定医療機関一覧表を確認してください。
期間 7月1日(金)から11月30日(水)まで
対象者 20歳以上の女性(平

乳がん検診の対象者・内容・料金

対象者 (平成29年3月31日基準)	内容	料金
30～39歳の女性	超音波検査	1,800円
40～64歳で偶数年齢の女性	マンモグラフィ2方向	2,400円
66歳以上で偶数年齢の女性	マンモグラフィ1方向	500円

成29年3月31日基準) 内容 問診・視診・内診・頸部細胞診 ※医師が必要と認めた場合、体部がん検診(体部細胞診)も実施します。
料金 20歳から69歳は2100円、70歳以上・65歳から69歳の後期高齢者医療制度の被保険者は700円
乳がん検診 完全予約制です。7月1日(金)以降に医療機関へ直接予約し、受診してください。
期間 8月1日(月)から11月30日(水)まで

国民年金保険料の免除申請と障害年金所得状況届の受付を行います

国民年金保険料の免除申請などの受付

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の「免除」「納付猶予」「学生納付特例」の制度が利用できます。納付義務者(本人・配偶者・世帯主)の前年の所得で審査を行いますので、税の申告が済んでいない人は申告をしてください。また、失業や災害の特例もありますので相談してください。平成27年度(平成27年7月から平成28年6月まで)に免除になっていた人の場合など、詳細はお問い合わせください。

免除期間

平成28年度分(平成28年7月から平成29年6月まで)

申請開始日

7月1日(金)

申請場所

市民課、各総合支所市民福祉課市民窓口担当、古川年金事務所

持参するもの

窓口に来た人の本人確認

国民年金保険料の免除申請と障害年金所得状況届の受付を行います

ができるもの(運転免許証など)、代理人の場合は申請者の印鑑(認印)、学生納付特例申請の場合は学生証や在学(在籍)証明書、失業の場合は雇用保険受給資格者証など

問い合わせ先

古川年金事務所 ☎1200

市民課年金係 ☎6079

障害年金受給者の所得状況・障害状態の届け出の受付

20歳前からの障害で年金を受給している人は、毎年7月中に「所得状況届」や「障害状態確認届」などの提出が必要です。

日本年金機構から送付される書類に必要事項を記入し、提出してください。

提出期限

8月1日(月)

提出場所

市民課、各総合支所市民福祉課市民窓口担当

問い合わせ先

市民課年金係 ☎6079

特殊詐欺や消費者トラブルに注意してください

最近、市内で市役所職員を名乗り、給付金や医療費の還付金があるという不審な電話が増えています。不審な電話やメールで心配なときには、消費生活センターに相談してください。

事例1 還付金詐欺

市役所職員をかたり、「医療費の還付があるが、まだ手続きをしていない。申請期限は過ぎたが、本日中なら手続きが可能である。指示通り手続きをしてほしい」と電話があった。

預金口座のある銀行を聞かれ、銀行名を答えたところ、「預金通帳とキャッシュカードを準備しておくように。改めて銀行から連絡する」と言われた。

その後、銀行の担当者とな乗る男性から電話があり、郊外の現金自動預け払い機(ATM)へ行くように案内された。「本来、1080円の手数料がかかるが、預貯金の残

大崎市消費生活センター 市政情報課市民相談担当 ☎7321 ☎9125

高が100万円以上の人は手数料がかからない」とも言われた。

還付金詐欺に関する対応

市役所の職員から、還付金の手続きを電話で指示したり、ATMへ誘導することはありません。なお、還付金のほかにも、多く支払ったための戻り金などをかたる事例もあります。

怪しい電話には個人情報や伝えず、いったん電話を切ることが重要です。

事例2 インターネット通販

「お得なキャンペーンお試しし初回500円」という電子メールがスマートフォンに届いた。

電子メールの案内から健康食品を申し込み、1回の購入だけで解約しようと思えば、社へ連絡したら、「定期購入(5回分)の契約なので、残り4回分を買わないと解約できない」と言われた。メールを確認すると、定期

購入の初回分が500円で、残りの分は定額となっていた。定期購入の条件や重要な事項がわかりにくい記載だった。

インターネット通販に関する対応

インターネット通販は、自分の都合に合わせて利用できる便利なサービスですが、利用者の増加に伴い問題も増えています。

通信販売で商品を購入する際には、申し込む前に返品特約や事業者の住所、連絡先などを確認しましょう。また、事業者の評価や利用する通販サイトの信頼性、支払い方法なども確認し、慎重に判断してください。

